婦人相談所一時保護利用ケース調査から捉えた対象者の属性とその対応 -婦人保護事業における女性・母子の保護支援機能の強化に向けた研究-

○ 国立保健医療科学院 阪東 美智子 (8384)

森川 美絵(国立保健医療科学院·3249)

キーワード:婦人保護、婦人相談所、女性福祉

1. 研究目的

婦人保護施策の効果的展開を図るにあたり、戒能(2012)はケアマネジメントの必要性について指摘しているが、それには、生活課題の把握整理と、被保護者のエンパワメントに資するような諸資源の調整および被保護者と資源との取り結びが必要になる。しかし、生活課題に対応して、どのような資源との結びつきが行われているのか、それは、対象者の類型によりどのような相違や特徴があるのか、エビデンスベースでの検証は必ずしも十分ではない。そこで本研究では、婦人相談所の職員が対応する一時保護ケースの状態像や生活課題に関する全国データベースを作成し、その特徴を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

一時保護ケースの特徴については、国籍(外国籍か日本籍か)、年齢(未成年か成年か)、 妊娠の有無、同伴児の有無、世帯構成(単身か単身以外か)、学歴(中卒以下か高卒以上か)、 職業の有無という7つの属性から、①ケースの属性と保護前の生活課題との関連、②ケー スの属性と保護中および退所時の対応、③ケースの属性・保護前の生活課題と退所先との 対応関係、について整理を行うことにした。

研究方法は、婦人相談所長全国連絡会議および厚生労働省の協力を得て、全国 49 ヶ所 (47 都道府県のうち 46 自治体は 1 ヶ所、1 自治体は 3 ヶ所設置)の婦人相談所を対象に、 2012 年に一時保護したケースのうち一時保護を退所した直近のケース 20 件について、各ケースの概要に関する自記式質問紙調査を依頼し、そこから作成したデータセットを用いて SPSS により分析を行った。

3. 倫理的配慮

研究は、日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守して実施するとともに、国立保健医療科学院の研究倫理審査専門委員会の審査を受け承認された(承認番号 NIPH-IBRA # 11019)。

4. 研究結果

44ヶ所の婦人相談所から合計848件の一時保護退所ケースの概要を収集した。

保護前の生活課題については、保護前の生活歴における社会福祉施設の入所や生活保護の利用歴、保護前の暴力虐待被害経験、保護前の生活課題として婦人相談所が把握している項目数とその内容、婦人相談所が把握している保護以前の生活における支援者の数とその内容について、属性ごとに特徴が見られた。たとえば未成年は成人と比べて児童福祉関係の社会福祉施設の入所・利用歴が有意に高く、低学歴・無職者はそうでないものと比べ

て生活保護の利用歴が有意に高くなっていた。また、同伴児がいるケースはいないケース よりも、暴力虐待被害経験がある割合が有意に高くなっていた。

保護中の対応では、心理的対応(心理・知能検査と心理ケアなど)と法的対応(離婚手続きや保護申立てなど)について、属性の違いにより状況が異なる傾向があった。また、生活課題として DV や DV 以外の暴力が疑われるケースで心理的対応の実施率が高く、ケースの状況に応じた適切な対応が行われていた。

退所先と退所時の対応(社会資源の調整)については、属性の違いにより退所先に顕著な違いがあり、たとえば子どもがいる場合は母子生活支援施設への退所が多く、同伴児なしや単身、低学歴(中卒以下)の場合は婦人保護施設が退所先として利用されている傾向があった。社会資源の調整についてはケースを取り巻く支援者数の変化や婦人相談所が直接引き継ぐ機関・者の数に着目したが、ケースの属性にかかわらず一様に支援者の数は保護以前よりも退所時点の方が増加しており、退所後の対応について婦人相談所から直接引き継いだ機関・者の存在が支援者の拡大につながっていた。

5. 考察

ケースの状況は個々それぞれの生育歴や社会状況、おかれている立場の違いなどにより 非常に多様であるが、全国データベースを作成し基本的な属性等などに着目して整理する ことにより大まかな傾向を知ることができた。本研究では、7 つの属性を用いたが、この うち、外国籍、未成年、妊娠中、同伴児の有無という属性は、昨年度の研究(森川・阪東 2012)において困難ケースの課題を整理する際に用いたカテゴリである。これらの属性は それぞれにケースの特徴を示しており、ケースの状況把握や保護中の対応、退所先や社会 資源との調整を行う上での参考資料として有用なデータを提供できたといえる。

また、データの整理を通して、婦人相談所が実施している保護中の対応や退所先の選択・社会資源の調整が、ケースの抱える課題に応じて適切に実施されていることが明らかになった。しかし、一方で、既存の社会福祉制度に乗りにくい課題を抱えているケースについては、保護中の対応や社会資源の調整が十分でない部分もあることが示唆された。今後の対応の方策についてこれらのケースをさらに詳細に検討することが求められる。

なお、各婦人相談所の相談記録等の様式が統一されていないことの影響もあり、ケースによっては把握されている情報に偏りがあるものや必要な情報が不足しているものも少なくなかった。したがって、今後、全国データベースの本格的な構築を行うためには、まず全国の婦人相談所の相談記録等の様式の統一やケースの状況把握を行うための手段・方法の統一を行うことが必要である。

なお、本報告は、平成 24 年度厚生労働科学研究政策科学推進研究事業「女性・母子の保護支援における婦人相談所の機能評価に関する研究」(H23-政策・一般・006:代表 森川)の成果の一部である。